

# 中国企業を当事者とする国際取引における ウィーン動産売買条約(CISG)の解釈に関する研究

瀬々 敦子

## 一、はじめに

わが国の貿易相手として第一位になっているのが中国である。

中国との貿易取引に精通した渉外弁護士の中には、「司法の独立が事実上ない等、中国内の裁判制度の信頼性が低く、国外の判決の承認制度も十分ではないことから、仲裁機関・仲裁地を日本にする方が重要なので、その為に準拠法に関しては譲歩して中国契約法にするのも一つの方法である。中国契約法自体が非常に新しい(1999年)法律であり、CISGと類似した部分も多いことから、そうしても実害がない」という議論をする者もある(アジア国際法学会2012年秋季大会での発表・討論等)から、果たして、本当にそうであるのか、その疑問から、本研究は出発している。

具体的には、UNCITRALのCLOUT<sup>\*1</sup>等に掲載されている仲裁例を分析し、これらの特性がどのように法や条約解釈に影響を与えているか子細に検討したい。

具体的には、CLOUT ([http://www.uncitral.org/uncitral/en/case\\_law.html](http://www.uncitral.org/uncitral/en/case_law.html) 最終閲覧2013年9月10日) サイトから Legal Text: CISG, 国名: China というキーワードで検索した、CISGの条文の解釈が問題になっているケース82件(1996年1月から2006年9月までのもの。全て、中国国際経済貿易仲裁委員会=CIETACによる仲裁判断)について、分析を行った。

詳細は、82件を関連条文、当事者、商品、法的争点、事実、仲裁判断内容別に表にまとめた別表を参照していただきたい。

以下、82件の概要と、各論点ごとに分析を行った。

---

\*1 “Case Law on UNCITRAL Texts”の略称。UNCITRALの専門家が、CISGをはじめ、UNCITRAL関連の条約等に関する裁判例、仲裁例を集積し情報提供しているデータベース。

## 二、仲裁例の概要

### 1. 相手国

#### (1) 中国が当事者になっているケース

多い順に下記のようにになっている：

米国 14 件 678, 683, 718, 770, 808, 853, 855, 856, 863, 1104, 1120, 1121, 1123, 1164

ドイツ 11 件 681, 716, 858, 865, 975, 1099, 1118, 1166, 1167, 1168, 1169

オーストラリア 8 件 717, 810, 860, 1097, 1100, 1102, 1119, 1122

スイス 8 件 684, 714, 805, 861, 866, 980, 981, 982

シンガポール 7 件 679, 806, 1101, 1105, 1117, 1124, 1163

香港 5 件 713, 803, 852, 857, 976

フランス 3 件 680, 1103, 1170

ベルギー 2 件 1098, 1116

韓国 2 件 715, 864

以下は1件ずつ

英国 807

オーストリア 854

台湾 809

日本 862

マレーシア 979

インドネシア 851

ニュージーランド 804

オランダ 685

ルクセンブルク 978

イタリア 712

不明（abstract を英文で作成する UNCITRAL の専門家によって作成方針が異なるようで、当事者の国名を伏せているものもある） 11 件

682, 977, 983, 984, 985, 986, 987, 988, 989, 990, 1165

やはり、貿易大国同士ということになるが、ヨーロッパでもドイツが多いのが特徴的である。

#### (2) 中国が当事者でないケース

1104

香港と米国が当事者であるケースであるが、仲裁に際して、当事者が中国法と CISG を準拠法にすることに合意したため検索で抽出された。

## 2. 中国の請求が認められたか

下記のように、中国の請求が認められたのはほぼ半数である。

(1) 中国側の請求が認められたケース 34件

678, 679, 680, 685, 712, 714, 718, 803, 804, 805, 808, 809, 853, 855, 856, 857, 858, 862, 863, 975, 977, 978, 979, 984, 1098, 1103, 1117, 1118, 1120, 1121, 1124, 1163, 1165, 1169,

(2) 双方の主張が認められたケース 2件

771, 1168

(3) 中国側の主張のみ認められなかったケース 36件

681, 683, 684, 713, 716, 717, 770, 806, 807, 810, 851, 852, 854, 860, 861, 864, 865, 866, 976, 980, 981, 982, 1097, 1099, 1100, 1101, 1102, 1105, 1116, 1119, 1122, 1123, 1164, 1166, 1167, 1170

(4) 双方の主張が認められなかったケース 2件

715, 990

(5) 不明 7件

682, 983, 985, 986, 987, 988, 989

(6) 中国が当事者でないケース 1件

1104

## 3. 中国が売主か買主か

若干売主である方が多いのは、中国が世界の工場となって、製品を輸出する立場になることが多いためであると思われる。

(1) 売主 40件

680, 681, 683, 684, 685, 713, 714, 718, 770, 805, 807, 808, 851, 852, 853, 855, 857, 865, 866, 975, 978, 981, 982, 1097, 1098, 1099, 1100, 1102, 1119, 1120, 1121, 1123, 1124, 1164, 1165, 1166, 1167, 1168, 1169, 1170

(2) 買主 34件

678, 679, 712, 715, 716, 717, 771, 803, 804, 806, 809, 810, 854, 856, 858, 860, 861, 862, 863, 864, 976, 977, 979, 980, 984, 990, 1101, 1103, 1105, 1116, 1117, 1118, 1122, 1163,

(3) 不明 7件

682, 983, 985, 986, 987, 988, 989,

(4) 中国が当事者でないケース 1件

1104

#### 4. 仲裁申立人

この項目も、とくに中国による申し立ての方が多という結果にはならなかった。

(1) 中国 38 件

678, 679, 685, 712, 714, 715, 718, 803, 804, 805, 806, 808, 809, 853, 855, 856, 857, 858, 862, 863, 975, 977, 978, 979, 984, 1098, 1101, 1103, 1117, 1118, 1120, 1121, 1124, 1163, 1165, 1166, 1168, 1169

(2) 相手方 36 件

680, 681, 683, 684, 713, 716, 717, 770, 771, 807, 810, 851, 852, 854, 860, 861, 864, 865, 866, 976, 980, 981, 982, 990, 1097, 1099, 1100, 1102, 1105, 1116, 1119, 1122, 1123, 1164, 1167, 1170

(3) 不明 7 件

682, 983, 985, 986, 987, 988, 989,

(4) 中国が当事者でないケース 1 件

1104

### 三、準拠法

まず、手続法上の問題として、準拠法の問題をとりあげる。

#### 1. 非締約国、未締約国との契約

前述の通り、下記の国にある企業が相手方になっているケースが1件ずつある。

しかし、英国はいまだ CISG を批准していないし、韓国は 2004 年、日本は 2009 年に発効したので、いずれのケースも仲裁当時（もちろん契約当時も）非締約国との取引だったことになる。

英国 807（1999 年 6 月 30 日）

韓国 715, 864（いずれも 1997 年）

日本 862（1997 年）

CISG 第 1 条第 1 項は下記のように規定されている。

(1) この条約は、営業所が異なる国に所在する当事者間の物品売買契約について、次のいずれかの場合に適用する。

(a) これらの国がいずれも締約国である場合

(b) 国際私法の準則によれば締約国の法の適用が導かれる場合

つまり、準拠法合意が予めなされていない場合、締約国同士かどうかの方が重要なのだが、これらのケースでは、締約国同士とはいえないということになる。

まず、英国の 807 については、「最密接関連地は中国なので中国涉外経済契約法<sup>\*2</sup>が適用されるが、同法上、同法に規定されていない事項については国際的取引慣行に従うことになっているの

---

\*2 本件は、1999 年 10 月 1 日に統一契約法が施行される前のケース。それ以前は、中国には、経済契約法、涉外経済契約法、技術契約法という三種類の契約法があった。

で、CISGも適用される」と判断された。

また、韓国の864については、「契約上準拠法条項がないが、契約地も履行地も中国なので中国涉外経済契約法が適用されるが、同法第5条上、同法に規定されていない事項については国際的取引慣行に従うことになっているので、INCOTERMSが適用される。たしかに韓国は締約国ではないが、当事者がCISGに言及しているのでCISGも国際的取引慣行として適用される。も適用される。」と判断された。

さらに、日本の862については、「当事者の権利義務は中国法およびCISGに基づくものなので両法が適用される。」と判断された。

## 2. 香港、台湾の取扱<sup>\*3</sup>

### (1) CISGが適用されるか

CISGに加入したのが香港返還後であれば、香港についてのCISGの適用関係はCISG第93条<sup>\*4</sup>の規定により、香港を除外する留保がなされていない限り香港に適用という形で明確にされている筈である。（なお、CISG第93条が要求する締約国の「憲法」の規定については、中国憲法31

\*3 本項目については、2008年9月1日 国際商事法研究所主催第97回「中国法研究会」森川伸吾弁護士作成資料に多くを負っている。

\*4 [連邦国家、多数法による適用領域に関する留保]

第93条 (1) 締約国が、複数の領域を有し、かつ、その国の憲法に従って、この条約が扱っている事項に関し各領域で異なった法制が施行されている場合には、その国は、署名、批准、受諾、承認又は加入の時に、この条約をその全部の領域又は一部の領域にのみ適用する旨を宣言することができ、かつ、いつでも新たな宣言により、前の宣言を変更することができる。

- (2) 前項の宣言は、寄託者に通告されるべきものとし、この条約の適用される領域が明示されるべきものとする。
- (3) 本条の下での宣言の結果、この条約が締約国の一又は複数の領域に適用されるが、それが全ての領域には及んでいない場合において、当事者の営業所がその国にあるときは、その営業所がこの条約の適用される領域にない限り、この条約の適用上、その営業所は締約国にはないものとみなす。
- (4) 締約国が(1)項の宣言をしない場合には、この条約はその国の全領域で適用あるものとする。

#### Article 93

(1) **If a Contracting State has two or more territorial units in which, according to its constitution, different systems of law are applicable in relation to the matters dealt with in this Convention, it may, at the time of signature, ratification, acceptance, approval or accession, declare that this Convention is to extend to all its territorial units or only to one or more of them, and may amend its declaration by submitting another declaration at any time.**

(2) These declarations are to be notified to the depositary and are to state expressly the territorial units to which the Convention extends.

(3) If, by virtue of a declaration under this article, this Convention extends to one or more but not all of the territorial units of a Contracting State, and if the place of business of a party is located in that State, this place of business, for the purposes of this Convention, is considered not to be in a Contracting State, unless it is in a territorial unit to which the Convention extends.

(4) If a Contracting State makes no declaration under paragraph (1) of this article, the Convention is to extend to all territorial units of that State.

条<sup>\*5</sup>参照。)

しかしながら、香港返還より前に、(ただし、中英共同声明は1984年)中国は既にCISGの締約国となっていた。そして、香港について、中国は93条の留保宣言を正式には(又は明示的な形では)行っていないようである。

そこで、香港について93条の留保宣言がなされたとみることができるか否かが問題となったのが、次のフランスの裁判例である。

(出典：<http://cisgw3.law.pace.edu/cases/080402f1.html><sup>\*6</sup>)

下記の判例を見る限り、香港にはCISGは適用されないようである。

Cour de Cassation [Supreme Court] , 1st Civil Chamber  
Case No. 04-17726 [appeal on a point of law] dated 2 April 2008

Translation [\*] by Nathalie Hofmann [\*\*]

REPUBLIC OF FRANCE

In the name of the French People

The Supreme Court, 1st Civil Chamber, has rendered the following decision.

I. [Facts] (省略)

II. [Proceedings before the Court of Appeal (Aix-en-Provence, 1 April 2004)] (省略)

III. [Appeal before the Supreme Court]

On the first ground of appeal concerning the first two submissions:

A [Arguments put forward by the Buyer] (省略)

B [Ruling of the Supreme Court]

---

\*5 中国憲法第31条：国家は、必要のある場合には、特別行政区を設置することができる。特別行政区において実行される制度は、具体的状況に照らして、全国人民代表大会が法律で定める。(第三十一条 国家在必要时得设立特别行政区。在特别行政区内实行的制度按照具体情况由全国人民代表大会以法律规定。)

\*6 UNCITRALのサイトのリンク集にある「Pace database on the CISG and International Commercial Law」の一部。

According to Art. 93 CISG, any Contracting State in which different systems of law are applicable in relation to the matters dealt with in the Convention may declare that the Convention is to extend only to one or more of its territorial units by way of notification to the Secretary General of the United Nations stating expressly the territorial units to which the Convention extends. From the documents supplied during the pleadings and notably from the note of the Minister of Foreign and European Affairs of 18 January 2008, who questioned the Chinese authorities on this point, results that the People's Republic of China deposited with the Secretary General of the United Nations a declaration announcing the conventions to which China was a party at that date which should apply to Hong Kong. The CISG did not figure on that list, nor had the CISG applied to Hong Kong before the retrocession of this territory to the People's Republic of China by the United Kingdom. Thereby, the People's Republic of China has effectuated with the depositary of the Convention a formality equivalent to what is provided for in Art. 93 CISG. Consequently, the CISG is not applicable to the special administrative region of Hong Kong. For this reason, the decision of the Court of Appeal is legally justified.

(後略)

しかし、実際には、香港と中国の契約にも CISG は適用されることが多く、Fan YANG は、**Pace Law School Institute of International Commercial Law** – (Last updated January 26, 2007) に掲載した、"The Application of the CISG in the Current PRC Law and CIETAC Arbitration Practice"<sup>\*7</sup> で、下記のように述べている。(下線は筆者による)

1.88 When the PRC ratified the CISG in 1986, the PRC lacked the power to enter into international conventions for Hong Kong and Macao. After the return of Hong Kong in 1997 and Macao in 1999, pending the filing with the Secretary-General of the United Nations of a suitable CISG-related depositary notification by the People's Republic of China, it is uncertain whether the CISG shall be in effect in Hong Kong and Macao. Some commentators suggested that the courts of China and Hong Kong are unlikely to regard the CISG as in effect in the Hong Kong Special Administrative Region. But some others suggested otherwise. Whether the CISG is applicable in Taiwan is another mystery.

1.89 Nonetheless, in fact, a number of decisions by the PRC courts have been reported where the CISG has been applied to sales contracts between parties from PRC and Hong Kong dated both prior to and after the return in 1997. There are also numerous CIETAC arbitral awards applying the CISG to contracts between parties from Hong Kong and the PRC, Hong Kong and Hong Kong, Macao and PRC, Taiwan and PRC.

---

\*7 <http://cisgw3.law.pace.edu/cisg/biblio/yang2.html>

(2) ケースの分析

本報告書で取り扱った

香港 5件 713, 803, 852, 857, 976

台湾 1件 809

を見てみる。

976 では、契約書上、「香港法と、契約条項と抵触しない範囲で CISG Part II Part III を準拠法とする」と規定していたので CISG が香港や台湾に適用されるか否かという論点について判断していない。

また、713, 809 は、契約書上明文はないが、仲裁に際して、当事者双方が CISG の適用について合意したケースであり、803 は、準拠法は中国法だが、中国商品品質法と CISG36 条が、一般的に適用される国際的取引慣行として参照されると判断されたケースである。

857, 976 は、準拠法問題については少なくとも英訳には出てこないため判断が不明。

これらを見る限り、仲裁機関は CISG が香港や台湾に適用されるか否かという論点については積極的に判断することを避けているように見える。

しかし、YANG 氏のいうとおり、これらの国との間の契約に CISG が適用される可能性は高いと考えて支障ないと考える。

### 3. 締約国同士

もちろん、予め準拠法に関する条項があれば問題ないが、ない場合の仲裁判断は、下記のように大別することができる。

(1) 仲裁に際し当事者が合意

979, 984,

(2) 単に締約国同士なので CISG が準拠法になるとしているもの (1 条 (1) (a))

680, 681, 684, 717, 805, 984, 1097, 1100, 1101, 1102, 1103, 1120, 1122, 1123, 1124, 1163, 1164, 1168, 1169, 1170

(3) 締約国同士であること以外のことも加味して CISG とするもの

804 「準拠法条項はないが、仲裁地を中国とする条項があるので中国法が適用される。加えて、締約国同士なので CISG も適用される。」

806 「準拠法条項がない。契約地・履行地ともに中国なので、中国涉外経済契約法が適用されるが、締約国同士なので CISG も適用される。」

1105 「準拠法合意はないが、中国法が最密接関連地法、しかし、締約国同士なので CISG の適用が優先する。」再密接関連地であることよりも CISG1 条の方が優先するという解釈は特筆に値する。

(4) CISG だけでなく、CISG に規定がない問題については (再密接関連地法である) 中国法としているもの



810, 979, 1099, 1116, 1118, 1119, 1121, 1166,

(5) 一部の争点について CISG 以外を準拠法とする

985 「締約国同士なので CISG 適用。但し、Y の法的ステータスについては米国法適用。」

(6) その他

1165 「中国の国際私法に則り、CISG に抵触しない限り中国法を適用し、抵触する場合は CISG を適用する。どちらにも関連条文がない場合は国際取引慣行が適用される。」

1167 「中国法を適用し、CISG と抵触する場合は CISG を適用する。」

#### 4. 契約の対象が動産か否かが問題になったケース

988 は、土産用コインが売買の目的物であり、通貨でもあるが、動産として CISG が適用されると判断。

#### 5. CISG に規定がない事項について他の法律を適用したケース

990 は、「X の時効の主張について、CISG には時効に関する規定がなく、中国法上の時効期間はまだ満了になっていない。」と判断。

1117 では、Y は第二被告の代理人に過ぎないと主張。第二被告は、仲裁条項はないと主張。「Y と第二被告の間の代理関係については、シンガポール法に基づいて判断されるが、代理関係はない。契約の準拠法は締約国同士なので CISG だが、同条約に規定がない事項については、最密接地法である中国法が適用される。」と判断された。

1118 では、「返品が遅れたことについての責任は中国法に基づいて解釈するが、信義誠実の原則に基づく、Y の行為はこれに抵触するので契約違反。」と判断。

1121 では、契約の有効性という争点は CISG がカバーしていないので中国法に基づき解釈。

#### 6. 売買契約かどうか微妙なケース

1099 は、中国側がドイツ側に緑豆を売買する契約だったが、売主の提供した商品に瑕疵があったので商品の引取と支払額の半額の返還を約し、履行された。損害賠償の代わりに、両者は補充契約を結び、売主がパイナップルと緑豆を提供することになった。期限までに履行がない場合は金銭の支払いを約したが、売主は履行しなかったというケースだが、後者の契約は和解契約であり、少なくとも交換契約なのに、CISG が適用されるのは疑問である。

#### 7. そもそも中国が当事者ではなかったケース

1104 では、香港と米国が当事者のケースだが、準拠法合意はないが、当事者双方が中国法と CISG を準拠法にすることを合意したので CISG が準拠法の一つになった。

## 四、実体法上の論点

### 1. 契約解釈の基準

CISG 第8条は下記のように規定されている：

- (1) この条約の適用上、当事者の一方が行った言明その他の行為は、相手方が当該当事者の一方の意図を知り、又は知らないことはあり得なかった場合には、その意図に従って解釈する。
- (2) (1)の規定を適用することができない場合には、当事者の一方が行った言明その他の行為は、相手方と同種の合理的な者が同様の状況の下で有したであろう理解に従って解釈する。
- (3) 当事者の意図又は合理的な者が有したであろう理解を決定するに当たっては、関連するすべての状況（交渉、当事者間で確立した慣行、慣習及び当事者の事後の行為を含む。）に妥当な考慮を払う。

#### (1) ケースの概要

同条について問題になったのは下記のケースである。

680 では、契約書上は中国当局が検査するとされていたのに、一部の商品を転売先であるエジプトの業者に検査させることを売主（中国側）が許容したことは、全部の検査について条件を変更したとは解釈されないと判断された。

682 では、鉄板の売買で、GOST 基準で契約することになっていたが、売主が誤って別の基準を挿入してしまったケースで、「通常の場合、GOST 基準を用いるとされている場合は他の基準を採用することはないので、GOST 基準による」と判断された。

718 では、買主である米国側 A 会社が、別会社 B の名で契約したケースで、商品受領、通関手続は A 会社が行っており、請求書を A 宛てに送られても否定していないので、契約の当事者は A 会社であると、8条(3)に基づいて判断された。

805 では、標準約款が合意により別の契約書に差し替えられたが、標準約款が部分的に削除されて残っており、どちらが有効な契約になるか争われたが、支払条項について標準約款が不明確な条項しかもたないこと等から、新しい契約が有効と判断された。

英語のリテラシーの問題から中国でよく起こりそうな問題が、851 で起こった、中国側の提供した契約書の中英両語表記（かつ両方が正本と規定されている）の内容の齟齬（中国語では「出荷した月の15日前」、英語では「出荷日から15日前」となっている）である。仲裁機関は、英語表記の内容の方がより合理的であるのでこちらを採用すべきだとし、さらに、両語の整合性をとる義務違反を中国側に対して認定した。このケースは日本企業との取引でも大いに参考になりそうである。というのも、契約書を複数の言語で作成する場合、このような齟齬の問題を回避するために、どちらの言語が優先するか定めるのが通常であるが、中国が相手の場合は、中国語が優先、または、両語を正本とする、という条項しか受け入れない場合が多いからである。

860 では、契約書上、「署名に加えて Special seal の捺印が契約発効のために必要」となってい

たが、Xは捺印せず、出荷。Yは代金条項が不満であるとして支払拒絶、目的物を受領したケースで、Special sealの欠陥は契約成立要件か有効（発効）要件かが問題になったが、有効要件と判断し、Special sealがなくても、実務慣行と当事者の行為からして双方が契約の有効性を認めて履行しているのので、Yの一方的契約破棄は重大な契約違反で損害賠償義務が発生する、と判断した。

988では、「契約書上明記されていなくても、商品は証書と一致しなければならない。」と判断した。

1118では、契約書上の返品条項に従ってXが商品を返還しようとしたがYが受け入れないケースで、返品条項の中にある、「売主はcontract priceに基づいて返金する」の解釈が問題になったが、8条に基づき、合理的な解釈をすると、送料は含まれない、と判断された。

## (2) 一般的な解釈との比較

851の言語間の齟齬については、契約交渉がイタリア語でなされたのに契約がドイツ語で書かれた事案で契約の効力を認めなかったケースがある(345)\*8。複数の言語で書かれ、いずれが正本か不明な場合は、ユニドロワ国際商事契約原則4.7条「契約に2つ以上の言語で作成された版があり、それらが等しく拘束力を有する場合において、それらの間に齟齬があるときは、最初に作成された版に従って解釈されることが望ましい。」に従って解釈される可能性がある。本件は、どちらも正本となっており、いずれが正本か定めなかった場合と問題状況は類似しているが、どちらがより合理的かで判断するという、ユニドロワ国際商事契約原則4.7条とも異なる解釈を行っており特筆に値する。

## 2. 慣行

CISG第9条は、下記のように規定されている：

- (1) 当事者は、合意した慣習及び当事者間で確立した慣行に拘束される。
- (2) 当事者は、別段の合意がない限り、当事者双方が知り、又は知っているべきであった慣習であって、国際取引において、関係する特定の取引分野において同種の契約をする者に広く知られ、かつ、それらの者により通常遵守されているものが、黙示的に当事者間の契約又はその成立に適用されることとしたものとする。

685では、L/C開設時期について、Yが長年の取引慣行を主張したが、「取引慣行より契約条項の方が優先適用される(9条)のでYに重大な契約違反あり。」と判断された。

他方、984では、ブナ材木の取引で、「当事者が特定した品質は9条(2)に基づきで業界ルールに従う」と判断された。

---

\*8 杉浦保友・久保田隆編著『ウィーン売買条約の実務解説（第2版）』（中央経済社，2011）p41。

### 3. 諾成契約

#### (1) 第96条に基づく留保宣言

CISG 第11条は、下記のように、契約について書面をはじめ、何らの形式的要件を必要としないと定めている。

第11条 売買契約は、書面によって締結し、又は証明することを要しないものとし、方式について他のいかなる要件にも服さない。売買契約は、あらゆる方法（証人を含む。）によって証明することができる。

しかし、米国の statute of fraud をはじめ、書面でないと契約を有効に締結できない国内法を有する国に配慮して、CISG は、第12条で、第11条や関連条文について第96条の留保宣言ができるようにしている。そして、中国は、同条に基づき、第11条について留保宣言をしている。

そのことの影響が看取できるのが下記のケースである。

715では、

- ①当初12/10だった出荷日について、Yは12/23に延期してくれと依頼。Xは12/20なら可としてL/Cの変更に同意。
- ②YはB/L上船の名前を間違えて記載。Xは詐欺を疑ってL/Cを変更せず。
- ③1/13に目的地に到着後、XはYに値引き交渉したが拒絶されたので、Yは船を出航させた。
- ④Xは、Yの12/23という申出に対して12/20といったことは counter offer で、それはYに承諾されていないので新契約は成立していない。よって当初の契約通り、Yは12/10に出荷すべきだったと主張し、Yは、18(3)により、12/20の発送による承諾あるから新契約が成立と主張。

仲裁判断は下記のとおりである。

「上記④について、中国は96条の留保宣言をして書面要件を堅持しているので、Yの主張が認められるためには、発送の通知が書面で合理的期間内にされなければならないが発送後5日後では充足しない。」

また、1170では、YがL/Cの変更を何度も要求し、一部履行後、Yは値上げを要求し、XはL/Cの変更に同意したが、Yは履行しなかったケースで、「中国は11条、29条を留保している（実際は11条しか留保していないので誤り）ので、契約の変更は書面でなければならなかったがその要件を満たしていないので、元の契約が有効。」と判断された。

このように、第96条に基づく諾成契約原則の留保が影響を与えている仲裁例がある一方、前記四、1、(1)で触れた682、805、860、988のケースは、いずれも書面とは異なる解釈を、第8条に基づき当事者の合理的な意思解釈に基づいて行っているともいえる。

#### (2) 第96条留保の撤回

ところで、中国がCISG署名当初、第96条に基づく留保宣言をしていたのは、1999年10月に統一契約法に取って代わられた、署名当時は有効だった涉外経済契約法に、契約成立上書面を要するという条文があったからであり、現在の統一契約法は第10条2項では、「法または行政法規、

あるいは当事者の合意により書面が要求されている場合は書面でなければならない」と規定されているだけなので、留保の必要はもうない、と中国人学者も指摘していた<sup>\*9</sup>。

そして、ついに、2013年1月16日に、中国は正式に第97条第4項に基づいてこの留保を撤回する通告を国連本部に対して行った<sup>\*10</sup>。

The Government of the People's Republic of China notified the Secretary-General on 16 January 2013 of its decision to withdraw the following declaration made upon approval with respect to Article 11 as well as the provisions in the Convention relating to the content of Article 11:

The People's Republic of China does not consider itself to be bound by subparagraph (b) of paragraph 1 of article 1 and article 11 as well as the provisions in the Convention relating to the content of article 11.

しかし、第97条第4項によれば、留保撤回の効力は今年の8月1日に発効するはずなのだが、中国政府の発表（2013年2月22日、商務部新聞弁公室発表）<sup>\*11</sup>によると、2013年3月現在すでに発効しているようなので、日本人学者・実務家も首をかしげているところである。

これにより、書面性にこだわる仲裁例は減るものと考えられる。

#### 4. 重大な契約違反

CISG 第25条は下記のように規定されている：

当事者の一方が行った契約違反は、相手方がその契約に基づいて期待することができたものを実質的に奪うような不利益を当該相手方に生じさせる場合には、重大なものとする。ただし、契約違反を行った当事者がそのような結果を予見せず、かつ、同様の状況の下において当該当事者と同種の合理的な者がそのような結果を予見しなかったであろう場合は、この限りでない。

日本民法と異なり、CISGでは、契約違反が重大なものである場合のみ、解除、代替品請求、危険移転後の救済請求ができるとされており、その基準を示すのがこの条文である。

第25条を扱ったケースは多数あるが、L/C等の書類の齟齬が重大な契約違反にはならないとされたケースが目につく（854, 864等）。

また、988で、証書と一致した商品を提供する義務が売主にはあるが、買主が75%を売却できたので、契約違反は重大ではなかったと認定しているのがユニークである。

いずれにせよ、他の解釈とそんなに相違はないのは、中国契約法上も、同様な規定をもっているからである。

---

\*9 YANG, 前出注7等。

\*10 [http://treaties.un.org/Pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtdsg\\_no=X-10&chapter=10&lang=en#12](http://treaties.un.org/Pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtdsg_no=X-10&chapter=10&lang=en#12) (as of 28 March 2013)

\*11 「我《合同法》与《联合国国际货物销售合同公约》对于合同形式的规定及适用趋于统一」<http://bgf.mofcom.gov.cn/article/c/d/201302/20130200034951.shtml> (as of 28 March 2013)

日本の現行民法が、債務不履行に基づく解除権の要件として、債務者の帰責事由を要求するかわりに、理論上は些細な不履行が原因でも解除権を行使できるのに対して、CISG 等他の条約・法はいずれも、①重大な契約違反がある場合と、②履行がない場合の付加期間徒過の場合に、解除権が発生するとしている。中国契約法 94 条 4 号は「契約目的実現不可能」と規定しているが、その意味は、CISG 第 25 条に規定された「重大な契約違反」と同義であると一般に解されている<sup>\*12</sup>。

但し、「重大な契約違反」についての予見可能性の要否については、中国契約法、UCC は不要とするので、予見可能性を必要とする CISG, PICC, PECL のいずれかを採用するのが妥当であろう。

また、PICC, PECL のみが、「重大な契約違反」判定基準の列挙をしている。

### 解除

		中国契約法	CISG	PICC	PECL	UCC	日本現行民法	日本債権法改正・検討委員会試案 <sup>*13</sup>
法定解除権発生要件	重大な契約違反	契約目的実現不可能 94 条 (iv)	買主 49 (1) (a), 売主 64 条 (1) (a)	7. 3.1 条 (1) (2)	9:301 (1)	2-703 条 (f), 2-106 (3) (4) UCC に明記されていないが、コモンロー上 <sup>*14</sup>	重大な不履行に限定されない 543 条	重大な不履行 3.1.1.77 (1)
	履行がない場合の付加期間徒過	94 条 (iii)	買主 49 条 (1) (b), 売主 64 条 (1) (b)	7. 3.1 条 (3)	9:301 (2)		541 条	3.1.1.77 (2) 但し、事業者間契約において催告に応じないことが重大な不履行でない場合はできない 同 (3)。
	不可抗力	94 条 (i)						
	その他	94 条 (v)						
「重大な契約違反」に予見可能性を要するか	×	○ 25 条	○ 7.3. 1 条	○ 8:103 条	×	N/A	×	
「重大な契約違反」判定基準の列挙	×	×	○ 7.3. 1 条	○ 8:103 条	第二次契約法 Restatement 241 条	N/A	○ 3.1.1.77(1) (a) (b)	
解除に対する異議	96 条 (1) 第三文							

\*12 銭偉栄「中国契約法における法定解除権 債務者側の事情の考慮は不要か (下)」『NBL』商事法務、699号、p59.

\*13 鎌田 薫早稲田大学総長が委員長、内田貴博士が事務局長を務めた民法（債権法）改正検討委員会案。なお、投稿日現在、わが国民法改正については、「民法（保険関係）改正に関する中間試案」が発表されているが、紙幅の関係で省略した。検討委員会試案の方がより CISG に近いということもある。中間試案をふまえた研究成果は、国際商事法務 Vol.41, No.11 ~ 13 に掲載している。

\*14 Walker & Co. v. Harrison, 81 N.W.2d 352 (Mich. 1957)

## 5. 買主の検査義務

買主の検査義務に関しては、下記のような条文がある：

### 第 38 条

- (1) 買主は、状況に応じて実行可能な限り短い期間内に、物品を検査し、又は検査させなければならない。
- (2) 契約が物品の運送を伴う場合には、検査は、物品が仕向地に到達した後まで延期することができる。
- (3) 買主が自己による検査のための合理的な機会なしに物品の運送中に仕向地を変更し、又は物品を転送した場合において、売主が契約の締結時にそのような変更又は転送の可能性を知り、又は知っているべきであったときは、検査は、物品が新たな仕向地に到達した後まで延期することができる。

### 第 39 条

- (1) 買主は、物品の不適合を発見し、又は発見すべきであった時から合理的な期間内に売主に対して不適合の性質を特定した通知を行わない場合には、物品の不適合を援用する権利を失う。
- (2) 買主は、いかなる場合にも、自己に物品が現実には交付された日から二年以内に売主に対して(1)に規定する通知を行わないときは、この期間制限と契約上の保証期間とが一致しない場合を除くほか、物品の不適合を援用する権利を失う。

### 第 40 条

物品の不適合が、売主が知り、又は知らないことはあり得なかった事実であって、売主が買主に対して明らかにしなかったものに関するものである場合には、売主は、前二条の規定に依拠することができない。

とくに、第 38 条 2 項については、買主にとって厳しすぎるので、買主になった場合は、明示的に opt put すべきだと研究者や実務家から指摘されている<sup>\*15</sup>。

770 は、契約書上、担保責任を追及できる期間を商品到着後 90 日間に限定していたが、仲裁機関は、隠れた瑕疵とそれ以外の瑕疵を分け、前者については、90 日を超える部分についても、40 条に基づき、買主は売主に請求できるとした。但し、39 条 2 項は 40 条よりも優先するとして、2 年間の除斥期間内に限定されると判断した。

862 では、X は、Y が契約に従って目的地港で検査しなかったと主張したが、新しい目的地における検査を明確に許容している 38 条 3 項により受け入れられなかった。

---

\*15 前出注 8, p149。

## 6. 損害賠償額の算定

損害賠償に関しては、下記の条文がある：

### 第74条

当事者の一方による契約違反についての損害賠償の額は、当該契約違反により相手方が被った損失（得るはずであった利益の喪失を含む。）に等しい額とする。そのような損害賠償の額は、契約違反を行った当事者が契約の締結時に知り、又は知っているべきであった事実及び事情に照らし、当該当事者が契約違反から生じ得る結果として契約の締結時に予見し、又は予見すべきであった損失の額を超えることができない。

### 第75条

契約が解除された場合において、合理的な方法で、かつ、解除後の合理的な期間内に、買主が代替品を購入し、又は売主が物品を再売却したときは、損害賠償の請求をする当事者は、契約価格とこのような代替取引における価格との差額及び前条の規定に従って求めることができるその他の損害賠償を請求することができる。

### 第76条

(1) 契約が解除され、かつ、物品に時価がある場合において、損害賠償の請求をする当事者が前条の規定に基づく購入又は再売却を行っていないときは、当該当事者は、契約に定める価格と解除時における時価との差額及び第七十四条の規定に従って求めることができるその他の損害賠償を請求することができる。ただし、当該当事者が物品を受け取った後に契約を解除した場合には、解除時における時価に代えて物品を受け取った時における時価を適用する。

(2) (1) の規定の適用上、時価は、物品の引渡しが行われるべきであった場所における実勢価格とし、又は当該場所に時価がない場合には、合理的な代替地となるような他の場所における価格に物品の運送費用の差額を適切に考慮に入れたものとする。

#### (1) 各条文の関係

これらの関係は、まず、第75条がカバー取引が行われた場合、第76条がカバー取引が行われなかった場合に適用される条文であり、第74条は、それらの一般法として、全部賠償原則の観点から、それら以外の損害を賠償する根拠となるものである。

つまり、カバー取引が行われた場合は、

カバー取引と契約金額の差額 + 74条で認められる損害

カバー取引が行われなかった場合は、

時価と契約金額の差額 + 74条で認められる損害

の賠償を認められるということになる。

さらに、第75条は、カバー取引があればどんな場合でも認められるのではなく、「解除後合理的な期間内に」合理的な方法でなされなければならないとする仲裁判断が多い<sup>\*16</sup>。そして、カバー取引が合理的なものとして認定されず、第75条が適用されない場合は、第76条が適用され、契

\*16 前出注8, p296。



約金額と時価との差額が適用される（CLOUT227等）。981はまさにそうしたケースであった。

今回取り上げるケースの中で特筆すべきなのは、861、1122であり、「売主に損害軽減義務違反があるので、契約金額と売主の主張する転売価格の差ではなく、市場価格との差のみ」として、後述する第77条に基づく損害軽減義務違反を梃子にして75条でなく76条の適用に転化させた。

ちなみに、中国契約法は、下記のように、カバー取引がある場合とない場合に分けるといえる考え方がない。

損害賠償額の算定

	アメリカ契約法 (UCC)	日本現行民法	日本債権法改正・検討委員会試案	CISG	PICC	PECL	中国契約法
予見可能な範囲に限るか	通常損害+契約締結時に予測できた特別損害2-715条	通常損害+予測できた特別損害416条	限る。3.1.1.67	限る。74条	限る7.4.4条	限る。但し、故意または重過失の場合を除く。9:503条	限る。113条
予見可能性の有無の判断時	契約締結時2-715条	債務不履行時（判例・通説）	契約締結時。3.1.1.67	契約締結時74条	契約締結時7.4.4条	契約締結時9:503条	契約締結時113条
カバー取引のための解除の要否	不要2-703条, 2-711条	カバー取引について規定なし	不要3.1.1.71	必要75条	必要7.4.5条	必要9:506条	カバー取引について規定なし
カバー取引あった場合の損害賠償額	買主：代替品購入価格と契約価格の差額+付随損害+派生損害； 売主：転売価格と契約価格の差額+付随損害+派生損害	カバー取引について規定なし	買主：代替品購入価格と契約価格の差額+3.1.1.71	買主：代替品購入価格と契約価格の差額+74条の価額 売主：転売価格と契約価格の差額+74条の価額75条	買主：代替品購入価格と契約価格の差額+74条の価額 売主：転売価格と契約価格の差額+7.4.2条の価額7.4.5条	買主：代替品購入価格と契約価格の差額+9:501条の価額 売主：転売価格と契約価格の差額+9:501条の価額9:506条	カバー取引について規定なし
カバー取引なかった場合の損害賠償額	買主：時価と契約価格の差額+付随損害+派生損害 売主：時価と契約価格の差額+付随損害+派生損害	416条	買主時価と契約価格の差額； 売主：時価と契約価格の差額。但し、いつの時点の時価については柔軟性あり。3.1.1.69-3.1.1.70	買主：解除時の時価と契約価格の差額+74条の価額 売主：解除時の時価と契約価格の差額+74条の価額76条	買主：解除時の時価と契約価格の差額+7.4.2条の価額 売主：解除時の時価と契約価格の差額+7.4.2条の価額7.4.6条	買主：解除時の時価と契約価格の差額+9:501条の価額 売主：解除時の時価と契約価格の差額+9:501条の価額9:507条	予見可能な範囲。113条
過失相殺			研究会（加藤雅信教授を座長とする）試案にはあり。	○80条	○7.4.7条	○9:504条	△120条
非金銭的損害賠償	○2-715条		○3.1.1.68(2)	×5条	○7.4.2条(2)	○9:501条(2)	○112条
懲罰的損害賠償	○2-715条			×	○7.2.4条		○114条(3)

(2) 第74条でカバーされる費用等の範囲

争点になったケースは多く、678, 679, 681, 682, 683, 684, 685, 712, 717, 771, 808, 810, 851, 852, 856, 862, 863, 864, 865, 866, 975, 976, 977, 978, 979, 980, 981, 982, 983, 984, 985, 986, 987, 1097, 1098, 1099, 1100, 1103, 1104, 1117, 1119, 1122, 1163, 1164, 1165, 1166, 1167, 1168, 1169, 1170

684を例にとると、

中国側の売主が検査済みの商品を欠陥品と密かに交換し重大な契約違反と認められた悪質なケースで、スイス側の買主が

- A 価格の差額
- B L/C管理費
- C 新契約のための手数料
- D 仲裁および弁護士費用
- E 上記に対する利息(78条に基づく)
- F 代替品受領のため船を大連港で遊ばせていた逸失利益

を請求したのに対し、

A, B, Dについて認定。E利息はA, Bについてのみ。

Fについては立証不十分で否定。

Cについてはいずれ負担しなければならないものとして否定。

(3) 違約金

前記の表にあるとおり、CISGは、懲罰的損害賠償の規定はなく、また、74条の趣旨から認められないとしているが、中国契約法上は可能である。

違約金条項がある場合や、要求額が高額過ぎる場合、下記の2パターンがある。

- ① CISGのみを適用して拒絶するケース

679

- ② 補充的に中国法を適用して認めたり調整したりするケース

1099, 1116, 1118, 1119,

## 7. 損害軽減義務

CISG第77条は以下のように規定されている：

契約違反を援用する当事者は、当該契約違反から生ずる損失(得るはずであった利益の喪失を含む。)を軽減するため、状況に応じて合理的な措置をとらなければならない。当該当事者がそのような措置をとらなかつた場合には、契約違反を行った当事者は、軽減されるべきであった損失額を損害賠償の額から減額することを請求することができる。

損害軽減義務

	アメリカ契約法(UCC)	日本現行民法	日本債権法改正・検討委員会試案	CISG	PICC	PECL	中国契約法
損害軽減義務	○ 2-706条, 2-712条	×	○ 3.1.1.70, 3.1.1.73	○ 77条	○ 7.4. 8条	○ 9:505条	○ 119条；民法通則114条

この表にあるように、中国法にも規定は存在するが、他の条約・法が「損害軽減」といっているのに対し、中国契約法は「拡大損害の防止」と規定しており、中国法以外の方が適用範囲が広い。

前述のとおり、861, 1122で、「売主に損害軽減義務違反があるので、契約金額と売主の主張する転売価格の差ではなく、市場価格との差のみ」として、第77条に基づく損害軽減義務違反を梃子にして75条でなく76条の適用に転化させたのが特異である。

## 五、まとめ

以上から、手続法上は、香港、マカオ、台湾について、正面から判断を避けざるを得ないような不透明な状況は解決すべきだと考える。実務的な自衛策としては、契約書の中に準拠法条項を明記するということがあげられる。

実体法上は、書面要件が第96条留保の撤回によって、他の仲裁事例と類似の判断がますます多くなるであろう。

その他、CISGと中国法が異なる部分などで、特徴的な判断があることが見て取れる。

また、元々、CISGのカバーする範囲は限定されており、範囲外の争点（たとえば、違約金条項）に関しては、中国法の適用を行うケースとそうでないケースの不整合について改善すべきである。

しかし、概ね、CLOUTのケースは、当事者が中国側の企業であっても他のケースと同じような判断をしていると考えてよいであろう。

なお、本論文は、2012年度アジア国際法学会研究プロジェクト助成金による研究成果の一つであり、ここに同協会に深い謝意を表します。

以上

(2013年9月12日受理)

(せせ あつこ 公共政策学部公共政策学科准教授)

中国企業を当事者とする CISG の解釈がなされた CIETAC 仲裁例 (\*1)

\*1 UNCITRAL の CLOUT (<http://www.uncitral.org/uncitral/en/case.html>) サイトから 2013 年 9 月現在, Legal Text: CISG, および国名: China で検索した全ケースを番号順 (必ずしも日付順ではない) に並べたもの (厳密には一件中国が当事者でないケースも入っている)

\*2 原則下線がある方が請求が認められた側

番号 <sub>#1</sub>	年月日	関連 CISG 条文	当事者 <sub>#2</sub>	商品	論点	事実	仲裁判断
6 7 8	19960112	I(1)(a), 45, 74, 76, 78	X: 中国 (買主) Y: 米国 (売主)	銅廢材	予見可能性	① 契約 A について, L/C 発行が遅れたため, 合意解除。 ② その際, L/C を契約 B に流用することも合意していたが, X は新しい L/C を発行。 ③ Y はその L/C の変更を要求したが, 何度も請求してやっと X は変更。 ④ Y は 25% しか引き渡さず契約解除を主張。 ⑤ 契約 B には履行遅滞に関する損害賠償条項はあったが部分的履行に関するものはないので, 74, 76 条は排除されると Y は主張。	① 契約 A については有効に合意解除されている。 ② 契約 B については, L/C 変更の遅れは不履行の正当理由にはならない。Y は遅れによって解除でなく履行を要求しているから。 ③ Y は, 当該商品価格が高騰しており X が損害を被ることを知っていたので損害賠償義務あり (74, 76 条)。利息も (78 条)
6 7 9	19960122	25, 45, 49(1) (a), 74	X: 中国 (買主) Y: シンカポール (売主)	ヤシ油	損害賠償の範囲	① Y は商品の値上がりから X に対して L/C の変更を請求。 ② X が変更に応じたのに Y は履行拒絶。	① Y に重大な契約違反ありとして損害賠償義務あり。 ② 契約は解除 (履行強制は認めず) ③ 懲罰賠償条項は認めず。 ④ L/C 発行および変更コストも認めず。
6 8 0	19960122	I(1)(a), 8, 25, 30, 60	X: フランス (買主) Y: 中国 (売主)	空豆	検査に関する違約	① FOB 天津で, エジプトでの引渡前に中国輸出入品検査部が検査すると明記。 ② X は商品をエジプト軍に転売すると通知。天津でエジプト人に商品を検査させた。Y も最初の 3 分の 2 の検査に同意したが, エジプト人検査担当者が倉庫利用規則に違反したため, Y はエジプト人への引渡を拒絶。 ③ Y はエジプト人検査担当者を通さない引渡を拒絶。	① 準拠法条項がないので CISG が準拠法。 ② Y が一部の検査をエジプト人にやらせたのは全部の検査をやらせる意図ではなく単なる協力。 ③ したがってその後の Y の拒絶は重大な契約違反ではない。 ④ X の検査体制こそ重大な契約違反。

番号*	年月日	関連 CISG 条文	当事者*2	商品	論点	事実	仲裁判断
681	19960818	I(1)(a), 25, 26, 31(a), 45(1) (b), 74, 75, 76 (1)(2), 77, 78	X: ドイツ (買主) Y: 中国 (売主)	ビタミン C	損害賠償の金額	① 大連港からハンブルグへ送る契約。 ② X の都合で出荷を延期したところ、新出荷日の直前に Y が国内市場の高騰を理由に値上げを要求。 ③ X はこれを拒絶したので、Y は出荷拒否。 ④ 2 日後 X は契約解除の通知をし、香港の姉妹会社と、急を要する契約の半分の量についてカバール取引。価格は契約価格より高い。	① 準拠法条項がないので CISG が準拠法。 ② X は損害軽減義務も履行。 ③ Y に予見できたので、契約価格とカバール取引の価格の差額の賠償義務あり。 ④ ただし、利息は遅滞しているカバール取引のみ。
682	19980122	8, 38, 29, 74	不明	鉄板	準拠法、契約条項解釈基準、過失相殺	① GOST 基準という特殊な基準を契約で特定。 ② 売主が誤って GOST 基準とは別の基準も契約書に入れてしまった。 ③ 商品は別の基準には適合していなかったため、買主は商品を低い価格でしか転売できなかった。	① 最密接関連地の原則により、中国法が準拠法になるが、加えて、両当事者が CISG について争っているので、CISG や関連する国際取引実務も中国法と抵触しない限り解釈の基準になる。 ② 通常の場合、GOST 基準を用いている以上、他の基準を使うことは矛盾するもので、後者は排除される (8 条)。買主には検査権あり (38・39 条) ③ GOST 基準には適合しているが、売主にも紛らわしい契約条項を入れた落ち度がある。 ④ 買主は売主に責任のない逸失利益を請求できないが、価格の差についてはその 80% について売主に責任あり。
683	1999	I(1)(a), 30, 35, 38, 39 (1), 45, 66, 74	X: 米国 (買主) Y: 中国 (売主)	アルデヒド	危険移転後の滅失	① CIF NY という契約。 ② X は Y に繰り返し高温を避け、ノンストップで運送するよう FAX で要請。 ③ Y は香港経由で NY へ運送。商品は運送中の高温により溶解。 ④ 高温による滅失は保険契約上も免責。 ⑤ XY は Y が X に追加支払義務を負う補充契約。しかし、Y は履行せず。	① 確かに危険は X に移転している。 ② しかし、高温を避けるという特別合意に Y は違反しているのだから補充契約に従って支払義務あり (66 条)。

番号*	年月日	関連 CISG 条文	当事者*2	商品	論点	事実	仲裁判断
684	19990412	I(1)(a), 25, 30, 35, 45, 74, 75, 76, 77, 78	X: スイス(買主) Y: 中国(売主)	Bud Rice dregs	損害賠償の 範囲	① L/C のケース。 ② Y は検査済みの商品と欠損品を密かに交換。 ③ X はこれに気づき商品の再交付を依頼したが Y は無視。 ④ 仕方なく新たに高い価格で契約し直した。 ⑤ X は下記を請求： A 価格の差額 B L/C 管理費 C 新契約のための手数料 D 仲裁および弁護士費用 E 上記に対する利息 F 代替品受領のため船を大連港で遊ばせていた逸失利益	① 準拠法は CISG。 ② Y に重大な契約違反あり。 ③ A, B, D について認定。利息は A, B についてのみ。 ④ F については立証不十分で否定。 ⑤ C についてはいはずれ負担しなければならないものとして否定。
685	199906	8, 9, 25, 74, 76, 77	X: 中国(売主) Y: オランダ(買主)	ピーナツ	取引慣行と 契約条項の 優劣	① 4 回の検査後、Y は契約基準に適合しないとして L/C の open を拒否。 ② Y は、長い取引関係では、双方が商品の品質に納得して初めて L/C を開くことになっていると主張。	① 取引慣行より契約条項の方が優先適用される(9条)ので Y に重大な契約違反あり。 ② ただし、X にも損害軽減義務違反あり。
712	19970306	74, 75, 77, 78	X: 中国(買主) Y: イタリア(売主)	シャツ	損害軽減義務	① 商品到着後、Y は品質不適合と遅滞を理由に商品受領と支払を拒絶。 ② X は、しばらく商品を保管した後、値引きして転売するために中国に送り返した。X は、Y が積荷の前に検査したことや confirmation letter の変更のために履行期の延期を依頼したことを主張。	① X の行為は損害軽減義務履行のために合理的。 ② Y は価格の差、保管費用および送り返し費用を負担すべき。
713	19970404	6, 25, 30, 45, 74, 77, 78	X: 香港(買主) Y: 中国(売主)	メロンの種	重大な契約 違反の基準	① Y は延期された納期さえ守らないことが度々あった。 ② X は Y の契約違反による逸失利益を請求。	① 契約書上明文はないが、当事者双方が CISG の適用について合意。 ② Y には重大な契約違反あり、予見もしていたので、逸失利益とその利息について賠償義務あり。

番 号	年 月 日	関 連 CISG条 文	当 事 者*2	商 品	論 点	事 実	仲 裁 判 断
714	19970430	60, 64, 74, 75, 77, 78	X: 中国 (売主) Y: スイス (買主)	モリブデン	契約解除と 損害賠償	① Yは、検査期間がタイトすぎると断じL/Cの発行を拒否。 ② Xは仕方なく商品を転売して損失を被った。 ③ Xは商品相場が下がっているからYは意図的に契約を破棄したのだと主張。	Yに受領義務違反（60条）、全面的な損害賠償義務。
715	19971215	7(2), 12, 18(3), 80, 96	X: 中国 (買主) Y: 韓国 (売主)	熟コイル	96条留保 と発送による承諾、完全過失相殺	① 当初12/10だった出荷日について、Yは12/23に延期してくれと依頼。Xは12/20なら可としてL/Cの変更を同意。 ② YはB/L上船の名前を間違えて記載。Xは詐欺を疑ってL/Cを変更せず。 ③ 1/13に目的地に到着後、XはYに値引き交渉したが拒絶されたので、Yは船を出航させた。 ④ Xは、Yの12/23という申出に対して12/20といったことはcounter offerで、それはYに承諾されていないので新契約は成立していない。よって当初の契約通り、Yは12/10に出荷すべきだったと主張し、Yは、18(3)により、12/20の発送による承諾あるから新契約が成立と主張。	①左記④について、中国は96条の留保宣言をして書面要件を堅持しているのに、Yの主張が認められるためには、発送の通知が書面で合理的期間内にされなければならないが発送後5日後では充足しない。 ②積荷について適切な処置をしなかったYにも契約違反はあるが、Xにも船名を間違えるという落ち度あり。 ③双方に落ち度があるので80条により双方とも主張は認められない。
716	19971216	25, 29, 35, 53, 60, 71, 72, 75, 80	X: ドイツ (売主) Y: 中国 (買主)	スチールコイル	不安の抗弁権	① Yの発行したL/Cは契約書と一致しない。 ② Yは税関でのトラブルを避けるため貿易書類の分割を提案。 ③交渉中にYがXに無断でL/Cに新条項を追加 ④ XもYに重量条項の変更を依頼し、3日以内に受け入れない場合は契約は解除されたものとみなすと通知。	①契約書と一致しないL/Cの変更義務がYにはありその不履行がある。 ②よってXの行為はYの不安の抗弁権を発動するようなものではない。 ③一方、Yは重量に関してXの要求を拒絶する権利があるので、Xにも落ち度あり。 ④よって、過失相殺後の損害賠償請求をXに認める。

番号*	年月日	関連 CISG条文	当事者*2	商品	論点	事実	仲裁判断
717	19990106	25, 26, 53, 54, 60, 61, 64, 74, 75, 77, 78	X: オーストラリア (売主) Y: 中国 (買主)	羊毛	損害賠償の 範囲	① Yは商品を準備しXが再三請求してもL/Cを発行しない。 ②すぐ発行しなければ契約を破棄し商品を転売すると通知しても同様。 ③X仕方なく商品を転売。 ④Xは下記を請求： A 価格の差額 B 利息分 C 余分な保管料 D 逸失利益（契約破棄のため、先物為替契約から得られるはずの利益が得られなかった）	① 準拠法は CISG。 ② Yに重大な契約違反あり。 ③ Aについて、契約価格と実際の転売価格の差を認定。 ④ B, Cについては、Xにも、契約破棄の通告後については、損害軽減義務があることから、通告までの分しか認めない。 ⑤ Dについては、Yの予見の範囲を超えているとして否定。
718	19990113	7(2), 8 (3), 9, 53, 78	X: 中国 (売主) Y: 米国 (買主)	ゴム手袋	契約の解釈 基準(8(3))	① Yは、A会社でありながらB会社として契約書に署名。 ② Xが履行したのにYは代金を一部しか支払わない。 ③ Yは契約の当事者は支払等を行ったB会社だと主張。	① 商品受領、通関手続はA会社が行っており、請求書をA宛てに送られても否定していないので、契約の当事者はA会社。 ② Xは契約代金とその利息を支払う義務あり。
770	19990330	4, 11, 35, 36, 38, 39, 40, 49, 73, 84, 85, 77, 78, 80, 96	X: 米国 (買主) Y: 中国 (売主)	炭素鉄フラ ンジ	39条と40 条の関係	① 複数の契約書があり、品質、検査、仲裁、請求権については一致するが、数量、特定性、価格、履行期については不一致があった。Mill Test Reportを売り手が提供することになっていた。 ② 契約の不分割条項として、積荷前のXの検査権が与えられていた。 ③ Xの顧客が数年後に瑕疵を発見。契約書上は商品到着から90日間のみ請求可能だった。	① Xがオプシオンの事前検査をしなかったことは検査権の全面放棄ではない。 ② 隠れた瑕疵については、90日を越え、2年分まではYに賠償責任あり(39条(2) > 40条)。 ③ 隠れていない瑕疵については、Xが発見すべきだったので請求できない。



番号*	年月日	関連CISG条文	当事者*2	商品	論点	事実	仲裁判断
771	19990521	9, 50, 74, 78	X: 韓国 (売主) Y: 中国 (買主)	掘削機	代金減額請求権	① Y は商品を受領したのに代金を一部しか支払わず、第三者に転売した。 ② X は再三要求しても Y が残額を支払わないので仲裁申立。 ③ Y は、商品は既に変更済みの前の合意に基づくもので契約内容と合っていないし、とくに二機については、大きさが契約と合わないし他も瑕疵があるとして代金減額を主張 (50 条) X は商品に瑕疵があるとの主張。	① Y は商品を受領し転売もしているのに、契約の対象と異なるという請求はもうできない。 ② しかし、二機の瑕疵については Y は X に対して担保責任を追及できる。 ③ Y が支払うべき金額は 90% に減額され、それに利息が加えられる。
803	120000130	36	X: 中国 (買主) Y: 香港 (売主)	インクカートリッジ	準拠法	X は商品に瑕疵があるとの主張。	① 準拠法は中国法だが、中国商品品質法と CISG36 条が、一般的に適用される国際的取引慣行として参照される。 ② 商品の瑕疵は重大なので Y は代金とその利息を X に支払うべき。
804	20000119	8, 35, 49 (1) (a), 84	X: 中国 (買主) Y: ニューゼーランド (売主)	鉄シリンドラー	契約解除	商品は契約不適合で X は再三 Y に契約解除の意思表示をした。	① 準拠法条項はないが、仲裁地を中国とする条項があるので中国法が適用される。加えて、締約国同士なので CISG も適用される。 ② Y は契約不適合のものを提供した重大な契約違反であり、X に解除権あり。 ③ Y は X に代金と利息を支払うべき。
805	19991231	8, 25, 74, 77, 78	X: 中国 (売主) Y: スイス (買主)	鉄コイル	標準約款の変更	① 当初標準約款で契約する予定だったが、当事者の合意により、別の契約書に差し替えられた。しかし、元の契約書は部分的に削除されただけで残っていた。 ② 支払条項の理解の食い違いから、Y は L/C を発行しなかったため、X は商品の仕入契約を解除し損害を被った。	① 準拠法条項がないので CISG が準拠法になる。 ② 別の契約書は元の標準約款に優先する。支払条項について後者が不明確な条項しかないのが尚更である。 ③ Y が L/C を発行しなかったことは重大な契約違反であり、X に損害賠償する義務がある。 ④ 但し、X は損害について Y に通知していないので、利息計算の起算点は仲裁申立時になる。

番号*	年月日	関連 CISG条文	当事者*2	商品	論点	事実	仲裁判断
806	19991229	35, 48 (2), 86 (1)	X: 中国 (買主) Y: シンガポール (売主)	材木	買主の義務	① X は、商品検査後、数量、品質ともに契約不適合と主張。 ② Y は専門家を派遣し商品に問題ないと判断したが、返品と返金に応じると X に回答。 ③ Y は X に返答せずに商品を転売。	①準拠法条項がない。契約地・履行地ともに中国なので、中国涉外経済契約法が適用されるが、締約国同士なので CISG も適用される。 ② X は、Y の提案を無視して勝手に商品を転売したので、86 条違反であり、国際慣行違反でもある。 ③したがって、X は請求権を失う。
807	19990630	9, 18, 19, 76(1)	X: 英国 (買主) Y: 中国 (売主)	ハッカ油	非締約国	① 2 コンテナ分の契約について、Y が送ったフアックスに対し X の送付した確認書が複雑すぎるとして、Y の送ったものにそのまま署名して送り返すよう依頼。X はその通りにした。 ② 1 コンテナ分の履行が終わったところで、市場の高騰を受けて、第 2 コンテナ分について当事者双方が値上げについて口頭合意。Y はフアックスで確認書を送付。 ③しかし、依然価格高騰が続いているため、Y は新契約を破棄し、履行せず。	①最密接関連地は中国なので中国涉外経済契約法が適用されるが、同法上、同法に規定されていない事項については国際的取引慣行に従うことになっているので、CISG も適用される。= gap filling ②有効な契約が成立しているのに、X には損害賠償請求権あり。 ③価格の差については、CISG76 (1) を採用 (統一契約法にさえ規定なし)。契約価格と部分履行が行われたときの時価だが、その時期を双方立証しないので、新契約で合意した価格とする。
808	19990604	7, 25, 26, 34, 49, 64, 74, 75, 77, 78	X: 中国 (売主) Y: 米国 (買主)	工業原料	L/C と B/L の齟齬	①取引年の記載について L/C と B/L の齟齬があるため銀行が支払わず、X は Y に支払を要求したが、Y は齟齬は X の過失だとして代金減額を請求。 ② Y の受領拒絶・支払拒絶のため、X は、商品を転売し損失を被った。	① L/C と B/L の齟齬は単なるタイプミスなので代金減額理由にはならず、Y の行為は重大な契約違反。 ② X は損害と利息の請求ができる。

番号*	年月日	関連 CISG 条文	当事者*2	商品	論点	事実	仲裁判断
809	19990420	38(3), 39(1), 35	X: 中国 (買主) Y: 台湾 (売主)	化学洗浄機	買主の検査義務	① 契約書上、担保責任は商品到着から12ヶ月、積荷から18ヶ月以内と規定。 ② Xは商品は製造地、技術的構成等の点で契約不適合、一部返還、一部減額請求を主張。	① 準拠法条項はないが、仲裁開始後当事者は中国法を準拠法として合意。 ② 同法に規定がない場合は CISG が適用される。 ③ 契約上の請求期間は過ぎても、12ヶ月の担保責任き期間は経過していない。 ④ かなり大型の商品なので、最終目的地で検査するのも合理的。 ⑤ 但し、一部の商品については、請求が18ヶ月を大幅に超えているので否定。それ以外については、代金減額と利息の支払を認定。
810	19990408	25, 26, 30, 35 (2)(c), 64, 74, 76, 77 なぜ75 条がない？	X: オーストラリア (売主) Y: 中国 (買主)	羊毛	損害賠償	① 4つの契約書。 ② Yは、Xが見本を送らなかった等を理由に支払拒絶 ③ Xは商品を転売して損失を被った。	① 準拠法の合意はないが、締約国同士なので CISG が準拠法。重要なことについて CISG に規定がない場合は中国法。それでも足りない場合は国際取引慣行。 ② 見本を送らないことは支払拒絶理由にならない。 ③ Xへの損害賠償は認められるが、Xは契約解除通告前に転売しているため、利息は請求できない。
851	19970423	8, 74	X: インドネシア (買主) Y: 中国 (売主)	ピーナツ	契約書の両言語の齟齬	① 契約書は中英両語表記だが、齟齬があり、中国語では「出荷した月の15日前」、英語では「出荷日から15日前」となっている。 ② Yが履行しないのでXはL/Cを発行しなかった。	① 日英両語とも有効だが、英語表記の内容の方が合理的。 ② 契約書はYが提示した標準約款なので、日英両語の整合性をとる義務があった。 ③ しかし、Xも契約に従ったL/Cの発行をいっていないし損害の立証もしていない。 ④ YはL/Cの発行費用のみ負担すべき。

番号*	年月日	関連 CISG 条文	当事者*2	商品	論点	事実	仲裁判断
852	19970411	38, 39, 40, 45, 46, 74, 75, 77, 78, 84	X: 香港 (買主) Y: 中国 (売主)	シリコンメタル	不適合	商品の品質が契約不適合なので、Xは転売し損失を被った。	① Xはできる限り早い時期に検査を行い速やかに通知しているし転売も合理的期間内に行っているので損害軽減義務も履行。 ② YはXに損害と利息を支払う義務あり。
853	19960531	25, 53, 78	X: 中国 (売主) Y: 米国 (買主)	子供服	代金不払い	Xの銀行がL/Cの現金化を拒絶したのでYに請求したが無視。	① Yが商品を受領したのに代金を支払わず、見本についても同様に未払いであることは重大な契約違反。 ② 見本を含む代金、送料、利息、仲裁費用をYは支払うべき。
854	19960215	I(1)(a), 25, 49(1)(a), 59, 75, 78, 80	X: オーストリア (売主) Y: 中国 (買主)	鉄板	重大な契約違反の基準	① L/Cとその他の書類に齟齬があるため、Yは履行拒絶。 ② XY交渉中にXは第三者に商品を転売して損失。	① A breach of contract by the seller would be fundamental only if it resulted in such a detriment to the buyer as to substantially deprive him of what it was entitled to expect under the contract. ② 書類の齟齬はそれに当たらない。 ③ Xの転売も合理的。 ④ YはXに価格の差額と利息、仲裁費用その他の費用を支払うべき。
855	19960214	35, 53, 78	X: 中国 (売主) Y: 米国 (買主)	自転車	代金不払い	① 米国では通常ついているポンプがつかない。 ② Xは当初拒絶したが、代金の半額を支払えば提供すると合意。 ③ Yは反応せず。	① Xに落ち度なく、Yの不払いは重大な契約違反。 ② Yは代金全額と利息を支払うべき。
856	19960212	74	X: 中国 (買主) Y: 米国 (売主)	紙	損害賠償の範囲	① Xが取消不能L/Cを発行したのにYは履行しない。 ② Xはカバー取引を行った。	① 履行遅滞に関する懲罰賠償およびL/C発行人手数料は否定（通常かかるコストだから） ② 契約上の価格とカバー取引の価格の差は認定。

番号*	年月日	関連 CISG 条文	当事者*2	商品	論点	事実	仲裁判断
857	19960205	6, 8, 25, 52(1), 72(1), 74, 75, 77, 78	X: 中国 (売主) Y: 香港 (買主)	アンチモン	損害軽減義務	① X が積荷を通知した後、Y が契約を解除。 ② にも拘らず、X は一部を出荷。	① Y に重大な契約違反あり。 ② しかし、X にもすぐに商品を転売しなかった損害軽減義務違反あり。 ③ 価格の差額と利息、仲裁費用の賠償のみ認定。
858	19911216	9, 38, 74, 77	X: 中国 (買主) Y: ドイツ (売主)	鉄板	検査義務違反	商品が第二の目的地に到着してから X は検査し瑕疵を発見。	① 確かに、X は第一目的地で速やかに検査しなかった点で 38 条違反。 ② しかし、瑕疵は Y による梱包ミスに基づくものなので、代金は返還すべき。
860	19971008	8, 20, 25, 64, 75, 78	X: オーストラリア (売主) Y: 中国 (買主)	牛脂	捺印の欠缺	① 契約書上、「署名に加えて Special seal の捺印が契約発効のために必要」 ② X は捺印せず、出荷。 ③ Y は代金条項が不満であるとして支払拒絶、目的物を受領。	① Special seal の欠缺は契約成立要件が有効（発効）要件か→有効要件 ② Special seal がなくても、実務慣行と当事者の行為からして双方が契約の有効性を認めて履行している。 ③ Y の一方的契約破棄は重大な契約違反で損害賠償義務が発生する。
861	19970929	18, 25, 29, 49, 73, 75, 76, 77, 79, 中国 経済契約法 22	X: スイス (売主) Y: 中国 (買主)	衛星通信機器	予見可能性、損害軽減義務	① Y が銀行に L/C を発行してもらえなかったため、X は目的物を転売した。 ② 同じことがもう一度起こった。	① Y が銀行に L/C を発行してもらえなかったのは、それまでの取引不良によるもので予見可能。force majeure とはいえない。 ② X は、第一回の商品については、契約価格と転売価格の差額を取得できる。 ③ 第二回については、X に損害軽減義務違反があるので、Y の契約履行意思がないという通知を受けてから合理的期間経過後の市場価格との差額しか得られない。

番号*	年月日	関連 CISG条文	当事者*2	商品	論点	事実	仲裁判断
862	19970723	35, 36 (1), <b>38</b> (3), 74, 77, 78	X: 中国 (買主) Y: 日本 (売主)	ポリプロピ レン	検査義務	① 契約書上、梱包や目的地港における検査について詳細を定めていた。 ② 検査代理機関が梱包ミスによる大量の商品の損傷を発見。	① 当事者の権利義務は中国法および CISG に基づくものなので両法が適用される。 ② X は、Y が契約に従って目的地港で検査しなかったと主張したが、新しい目的地における検査を明確に許容している 38 条により受け入れられなかった。 Y に利息の賠償まで認めた。
863	19970704	35, 36, 46(2) (3), 74, 78	X: 中国 (買主) Y: 米国 (売主)	機械	損害賠償の 範囲	① 商品に欠陥があったので Y は L/C の通知をしなかった。 ② X は仲裁対象の商品は本契約と異なっていると主張。	
864	19970625	9 25, 30, 49(1), 53, 60, 66, 67, 74, 78, 79	X: 韓国 (売主) Y: 中国 (買主)	紙	書類の齟齬	① 出荷後船が転覆し商品は全損。 ② L/C 発行銀行が X の書類が L/C と適合しないとして支払拒絶。	① 契約上準拠法条項なし。契約地も履行地も中国なので中国涉外経済契約法が適用されるが、同法第 5 条上、同法に規定されていない事項については国際的取引慣行に従うことになっているので、INCOTERMS が適用される。たしかに韓国は締約国ではないが、当事者が CISG に言及しているので CISG も国際的取引慣行として適用される。も適用される。= gap filling ② 危険は既に移転しているので、Y は支払義務を免れない。 ③ 書類の齟齬は重大な契約違反とはいえない。 ④ X にも書類作成上のミスがあるので懲罰賠償は請求できない。
865	19970602	74, 77, 78	X: ドイツ (買主) Y: 中国 (売主)	石炭関係商 品	損害賠償の 範囲	商品に欠陥あり、X は商品を安く転売せざるを得なかった。	① X は損害軽減義務は履行。 ② 転売価格との差額のみ認定。 ③ 転売にかかる保険料、関税、検査料、VAT は、Y が正常に履行してもかかったであろう費用だから認定せず。

番号*	年月日	関連 CISG 条文	当事者*2	商品	論点	事実	仲裁判断
866	19970424	74, 75, 76	X: スイス (買主) Y: 中国 (売主)	アルミニウム	契約の成否	① Y は商品を引き渡さず、X からの問い合わせも無視。 ② Y は代金条項が折り合わないの契約は成立してないと主張したが立証せず。	① 契約は成立している。 ② Y に、契約上の価格と、契約上引渡がなされるべきだったときと場所を基準にした時価の差額の賠償責任あり。
975	20031106	I(1)(a), 35, 74, 77, 78	X: 中国 (売主) Y: ドイツ (買主)	ファイバーグラス	契約不適合の立証責任	第一回、第二回の引渡後、Y は瑕疵があると主張し、残額 50% の支払と第三回引渡分の受領拒絶。	① 準換法規定はないが締約国同士なので CISG が適用。 ② Y が瑕疵について立証しないので、Y に対して代金残額と利息、第三回引渡分の往復送料を負担すべき。
976	20030626	25, 74, 75, 76, 77, 78, 79	X: 香港 (売主) Y: 中国 (買主)	アルミニウム	不可抗力	① Y が L/C 発行しないので、X は引き渡さず転売した。 ② 契約書上、「香港法と、契約条項と抵触しない範囲で CISG Part II Part III を準換法とする」と規定。 ③ Y は、経済的強迫による無効、中国の法規が変更されたためアルミニウムが輸入できなくなったり不可抗力を主張。	① 左記の③は否定。 ② Y は重大な契約違反。 ③ X は損害軽減義務を加味した逸失利益を請求できる。 ④ 支払いの遅延はないので利息は請求できない。
977	20030619	25, 35, 74, 77	X: 中国 (買主) Y: 不明	化学物質	損害軽減義務	① 転売目的で購入し引渡を受けたが、重量が不足しているだけでなく、契約不適合だった。 ② X の転売先は契約を解除してきた。	① Y は X が転売目的で購入したことを知っていたし、契約履行上非常に重要な梱包ミスがあったことは重大な契約違反。 ② しかし、X にも損害軽減義務違反があるので、その限りで損害賠償請求権を有する。 ③ X が定められた期間内に請求しなかったことについては、商品を再計測して転売するのに必要な期間の超過は不利に作用しない。

番号*	年月日	関連 CISG条文	当事者*2	商品	論点	事実	仲裁判断
978	20021230	53, 61, 64, 74, 75, 77, 78	X: 中国 (売主) Y: ルクセンブルグ (買主)	マンガン	損害賠償の 範囲	① X が商品を提供したのに Y は受領も 代金支払も拒絶。 ② X は港の停泊料等を負担。 ③ 商品は値下がりがりしていたので転売によ り損失。	① Y は重大な契約違反。 ② カバー取引との差額や諸費用を Y は 賠償すべき。 ③ ただし、銀行借入の金利は予見不能な ので否定。 ④ 代金全額の利息についても否定。
979	19990528	74, 75, 76, 78, 84(1)	X: 中国 (買主) Y: マレーシア (売主)	ベニア板	損害賠償の 範囲	① X が L/C を発行し支払ったのに Y は 履行せず。 ② X の要求で Y は代金の 6 割のみ返還。 ③ 仕方なく X はカバー取引を行った。	① 準拠法は中国法とそれに含まれる CISG と当事者が合意。 ② Y は代金残額の返還と利息、逸失利 益の賠償義務あり ③ ただし、違約金については、カバー取 引の際 Y が履行不能と知っており、損 部分返金を受け取っているため、損害 軽減義務違反であるので請求できな い。
980	19990212	25, 74, 75, 76, 78	X: スイス (売主) Y: 中国 (買主)	クローム板	従業員によ る署名の効 力	① Y は破産し L/C を開設できず支払で きない状態になったので、X は商品を 転売した。 ② Y は従業員のした署名は権限外で無 効と主張。	① 左記②について、従業員は第三者では ないので否定。 ② Y は逸失利益、利息、保管費用、仲 裁費用 (弁護士報酬含む) の支払義務 あり。
981	19981225	74, 75, 76, 78,	X: スイス (買主) Y: 中国 (売主)	銑鉄	損害賠償金 額の算定	① X が L/C を開設したのに Y は履行せ ず。 ② X はカバー取引を数回行った。	① 契約価額とカバー取引金額の差額を損 害賠償額とする。 ② しかし、2 回目のカバー取引について は、カバー取引金額の立証不十分で時 価との差額になる。
982	19981225	14(1), 23, 55, 74, 75, 77	X: スイス (買主) Y: 中国 (売主)	銑鉄	契約条項の 特定性	① Y は X が部分履行ししないと主張。 ② X は Y のいっている契約は本表 981 の契約だと主張。	一部の契約は特定性が十分だが、一部は 不十分で契約が成立していない。
983	2050510	25, 53, 74, 78	不明	帽子	買主の不履 行	売主は履行したのに買主は支払をしな い	買主の損害賠償責任を認定。



番 号	年 月 日	関 連 CISG 条 文	当 事 者*2	商 品	論 点	事 実	仲 裁 判 断
9 8 4	20021104	1(1)(a), 8, 9, 25, 35, 74,	X: 中国 (買主) Y: 不明 (売主)	ブナ材木	品質基準	①二度目の検査で瑕疵を発見。 ②売主は次の履行分でも瑕疵あるものを交付。	①準拠法は1(1)(a)に基づきCISG。 ②当事者が特定した品質は9(2)で業界ルールに従う。 ③最終目的地で検査したのは合理的。 ④市価の急落分は予見不能だったので請求できない。
9 8 5	20020715	4, 25, 35, 36, 38, 74,	不明	不明	重大な契約違反	Xは担保期間経過後の検査で瑕疵を発見し、契約解除を主張。	①締約国同士なのでCISG適用。但し、Yの法律的文脈のステータスについては米国法適用。 ②瑕疵が重大な契約違反になることについての立証不十分、および、担保期間経過後の請求であることから、解除権はない。 ③Yは履行遅滞についてのみ責を負う。
9 8 6	20020204	25, 26, 53, 54, 59, 61, 63(1), 64, 74, 75, 77, 78	X: 売主 Y: 買主	ステン	重大な契約違反	①Yは市場の変化を理由にL/C発行を延期。 ②延期後の期日になっても価格等について交渉継続。 ③Xはこれ以上は商品が劣化するとして商品を転売。	①Yは単にL/C発行の延期を要求するだけでは重大な契約違反にはならないと主張したが、受け入れられず。 ②Xの契約解除を認め、逸失利益と利息について損害賠償責任を認定。
9 8 7	20010322	1, 25, 38 (1), 60, 63, 64, 72(1), 74, 75, 77, 78	X: 売主 Y: 買主	緑豆	重大な契約違反	①XはYが自ら積荷をする港に商品を持参したが、Yは商品が変色しているとして受領拒絶。 ②Xは損害軽減のため転売。	Yの行為は重大な契約違反なので、契約価格とカバー取引の差額、保管料、弁済士費用等を支払うべき。

番号*	年月日	関連 CISG条文	当事者*2	商品	論点	事実	仲裁判断
988	20000000	2(d), 6, 8, 25, 35, 38, 39, 46	X: 買主 Y: 売主	土産用コイン	コインは土産か	① 契約書上、Xの請求できる金額は制限され、商品到着から40日以内に請求しなければならぬと規定されていた。 ② Yの引き渡したコインが証書と違うというクレームがXの顧客から入り、Xは購入したうち売れ残っている約25%を引き取ってほしいという請求をYに行った。	① コインは通貨でもあるが動産としてCISGを適用。 ② 契約書上明記されていなくても、商品は証書と一致しなければならぬ。 ③ しかし、Xは75%は売却できたので、Yの契約違反は重大ではない。 ④ 責任制限条項も有効。 ⑤ Yは代金返還や商品引取義務はないが、責任制限条項に従った損害賠償義務あり。
989	19990405	38(1), 39, 73(1), 80, 81(1)	X: 売主 Y: 買主	エアコン	検査義務	① Yは瑕疵を発見し支払を拒絶。 ② 契約上商品受領後3日以内に商品を検査して書面で受領書を送付しなければならぬところ、Yはこれを怠っていた。 ③ 第三回支払日前に試験運転する義務をXは怠っていた。	Yは検査や通知を合理的期間内にしてないので39条に基づき権利を失う。
990	19971219	4, 25, 29(1), 47, 49, 51(12), 72(1),	X: 売主 Y: 買主 (中国)	鉄製品	時効	① Xは納期（製造者は第三者）の遅れから履行期の延期とL/C有効期間の延長をXに要請。 ② Xは拒絶したのでYは下請に製造中止を命令。	① Xの時効の主張について、CISGには時効に関する規定がなく、中国法上の時効期間はまだ満了になっていない。 ② 双方に落ち度があり、また、Yの契約破棄は実は合意解除の offer であり、合意解除されている。
1097	20030603	1, 30, 35(2), 39, 45, 74	X: オーストラリア (買主) Y: 中国 (売主)	衣料	契約不適合	Yの履行が遅れ、そのうえ、提供した商品は商品として流通できないほど劣悪。	① 合意はないが1条により準拠法はCISG。 ② Yには契約違反があるが、Xの要求額は大きすぎて74条に適合しない。 ③ 代金返還、送料、逸失利益の一部の支払義務にとどまる。
1098	20030217	1, 53, 59, 62, 74, 78	X: 中国 (売主) Y: ベルギー (買主)	タイヤ	買主の契約違反	Yの代金支払義務違反	Yに損害賠償責任あり。

番号*	年月日	関連CISG条文	当事者*2	商品	論点	事実	仲裁判断
1099	20020726	I(1)(a), 74, 78	X: ドイツ (買主) Y: 中国 (売主)	緑豆	売買の損害賠償のための和解契約	① Y の提供した商品に瑕疵があったので商品の引取と支払額の半額の返還を約し、履行された。 ② 損害賠償の代わりに、XY は補充契約を結び、Y がバイナプトルと緑豆を提供することになった。期限までに履行がない場合は金銭の支払いを約したが、履行せず。	① 準拠法合意はないが、締約国同士のなで CISG、同条約に規定がない事項については中国法が最密接関連地として適用される。 ② Y には契約違反があるが、支払うべき金額とその利息は高すぎるので、中国法を適用して利息は制限する。和解契約だし基本交換契約なのに CISG?
1100	20020723	I(1)(a), 38, 39, 74	X: オーストラリア (買主) Y: 中国 (売主)	DVD プレイヤー	商品の瑕疵	① 見本は問題なかったが、実際に送られてきた商品は YUV 端子がないものがあるなど重大な欠陥品を多く含むていた。 ② YUV 端子に関しては代金減額の合意がなされたが、X の顧客からも返品が相次ぎ、故障率は 39%。	① 合意はないが準拠法は CISG。 ② X は合理的期間内に検査し通知している。 ③ Y は代金返還とその利息、その他の損害金額を逸失利益も含め賠償すべき。
1101	20020204	I(1)(a), 25, 75, 77, 79	X: 中国 (買主) Y: シンガポール (売主)	鉄ネジ	損害軽減義務	① Y が商品を提供しているのに X の支払が遅延。 ② X は、輸入許可が下りないとか、Y の登録作業が遅い等の抗弁。 ③ Y は商品を転売せざるをえなかった。	① 準拠法合意はないが、CISG が準拠法。 ② X に重大な契約違反あり。 ③ Y に対し損害賠償責任あり。ただし、すみやかにカバー取引をしなかったの利息については免責。
1102	20011225	I(1)(a), 36(2), 38, 39	X: オーストラリア (買主) Y: 中国 (売主)	DVD プレイヤー	商品の瑕疵	① 商品は欠陥品を多く含むていた。 ② 代金減額の offer を X はしたが Y は同意しない。	① 合意はないが準拠法は CISG。 ② X は合理的期間内に検査し通知している。 ③ Y は代金返還とその利息、その他の損害金額を逸失利益も含め賠償すべき。
1103	20001207	I(1)(a), 74	X: 中国 (買主) Y: フランス (売主)	白砂糖	売主の不履行	Y が商品の引渡をしない。	① 準拠法合意はないが、CISG が準拠法。 ② Y の契約違反なので、74 条に基づき損害と利息の賠償義務。但し、契約当時に予見できたものに限られる。

番号*	年月日	関連 CISG条文	当事者*2	商品	論点	事実	仲裁判断
1104	20001206	53, 61, 62, 67, 74, 78	X: 香港 (売主) Y: 米国 (買主)	グリセリン	中国が当事者でないケース	Xが商品提供後、支払期限の延期を合意したが、なお、Yは支払わない。	① 準拠法合意はないが、当事者双方が中国法と CISG を準拠法にすることを合意。 ② Y に損害賠償責任あり。
1105	20001106	1(1)(a), 4, 61, 62	X: シンガポール (売主) Y: 中国 (買主)	大理石	検査義務	① 商品受領後も Y が支払わない。 ② Y は品質に問題ありと主張。	① 準拠法合意はないが、中国法が最密接関連地法、しかし、締約国同士なので CISG の適用が優先する。 ② Y に契約違反あり。品質に関する争いがあったとしても、すぐに支払わなければならないという義務がなくなるわけではない。 ③ Y は合理的期間内に瑕疵を発見できていない。
1116	20060920	1(1)(a), 7(1), 38, 53, 62, 78	X: ベルギー (売主) Y: 中国 (買主)	電気溶接機	違約金	Y が代金を支払わない。	① 準拠法合意はないが、CISG が適用される。同条約に規定がない事項については、最密接地法である中国法が適用される。 ② Y に契約違反あり。損害賠償責任を負う。 ③ 違約金については CISG に規定がないので中国法に従って支払う。
1117	20060531	1(1)(a), 4, 45, 46 (3), 74	X: 中国 (買主) Y: シンガポール (売主)	発電機	修補義務、 国際私法	① 商品引渡、代金支払後に不具合が発覚したが、Y は修補しない。 ② Y は第二被告の代理人に過ぎないと主張。 ③ 第二被告は、仲裁条項はないと主張。	① Y と第二被告の間の代理関係については、シンガポール法に基づいて判断されるが、代理関係はない。 ② 契約の準拠法は締約国同士なので CISG だが、同条約に規定がない事項については、最密接地法である中国法が適用される。 ③ Y に修補責任あり。それを果たさなかったことによる損害賠償責任もあり。

番号*	年月日	関連 CISG 条文	当事者*2	商品	論点	事実	仲裁判断
1118	20051207	I(1)(a), 4, 7, 8, 9	X: 中国 (買主) Y: ドイツ (売主)	電熱器	返品条項、 契約の解釈 基準	契約書上の返品条項に従って X が商品 を返還しようとしたが Y は受け入れな い。	① 契約の準拠法は締約国同士なので CISG だが、同条約に規定がない事項 については、最密接地法である中国法 が適用される。 ② 返品条項の中にある、「売主は contract price に基づいて返金する」 の解釈が問題になるが、8 条に基づき、 合理的な解釈をすると、送料は含まれ ない。 ③ 返品が遅れたことについての責任は中 国法に基づいて解釈するが、信義誠実 の原則に基づくと、Y の行為はこれに 抵触するので契約違反。 ④ 違約金については、契約上規定された ものは高額すぎるので、中国法に基づ いて計算される。
1119	20051109	4, 14, 15 (1), 18 (2), 45, 61, 74, 78	X: オーストラリア (買主) Y: 中国 (売主)	DVD プ レイヤー	違約金	Y の履行が遅れたために損害が発生。	① 契約の準拠法は締約国同士なので CISG だが、同条約に規定がない事項 については、最密接地法である中国法 が適用される。 ② Y は契約違反。 ③ 違約金条項は CISG に規定がないので 中国法に従って解釈され、X の請求を 認容。 ④ 損害賠償も認定。 ⑤ 利息分については立証不十分。
1120	20040409	53, 62, 78	X: 中国 (売主) Y: 米国 (買主)	ハンドクラ フト	買主の契約 違反	Y が代金を支払わない。	① 契約の準拠法は締約国同士なので CISG。 ② Y は契約違反で損害賠償責任あり。

番号*	年月日	関連 CISG条文	当事者*2	商品	論点	事実	仲裁判断
1 1 2 1	20031203	I(1)(a), 4(a), 54	X: 中国 (売主) Y: 米国 (買主)	髪	契約の有効性 (CISG の範囲外)	Y が代金を支払わない。	① 契約の準拠法は締約国同士なので CISG だが、同条約に規定がない事項については、最密接地法である中国法が適用される。 ② 契約の有効性という争点は CISG がカバーしていないので中国法に基づき解釈。 ③ Y は契約違反で損害賠償責任あり。
1 1 2 2	20030917	1, 11, 12, 14(1), 19, 74, 77, 79	X: オーストラリア (売主) Y: 中国 (買主)	綿	損害軽減義務違反	① Y は契約条項を多岐にわたって変更 (損害賠償責任条項の削除を含む) し、X にファックスした。 ② X は口頭では合意していた。 ③ Y は港の割り当てが取得できないうちめ履行できないことを通知。	① 契約の準拠法は締約国同士なので CISG。 ② Y に契約違反あり、損害賠償責任あり。 ③ 但し、X に損害軽減義務があるので、契約金額と X の主張する価格の差ではなく、市場価格との差のみ。 ④ 保管費用と逸失利益は賠償される。
1 1 2 3	20030708	I(1)(a), 29, 38, 74	X: 米国 (買主) Y: 中国 (売主)	銅	契約の変更	① 商品到着後、品質に一部問題あることと市況の低下から代金減額についてメモランダムを作成。 ② しかし Y は履行せず。 ③ X は支払を受けないまま関係貿易書類を Y に返還。 ④ Y は商品を転売。	① 契約の準拠法は締約国同士なので CISG。 ② メモランダムは 29 条に照らして有効。 ③ Y は契約違反で損害賠償責任あり。
1 1 2 4	20030430	I(1) (a). 77, 78	X: 中国 (売主) Y: シンガポール (買主)	銑鉄	equity で補う	① X が商品を用意して Y に船を用意するよう何度ファックスしても応えず。 ② X は商品を引き上げた。 ③ 2 度目の取引はスムーズに行われた。	① 契約の準拠法は締約国同士なので CISG。 ② Y に契約違反あり、しかし、損害について Y が立証せず、equity and justice の観点から一定程度の賠償を認める。

番号*	年月日	関連CISG条文	当事者*2	商品	論点	事実	仲裁判断
1163	20050407	1, 25, 58, 73(3), 74, 77, 88	X: 中国 (買主) Y: シンガポール (売主)	紡績	自動売却権	①商品が見本と不一致で契約不適合。 ②YにいうとYの仕入れ先にいえといわれた。 ③損害軽減のため、Xは商品を転売。	①契約の準拠法は締約国同士なのでCISG。 ②Xの転売は88条の自動売却権として有効。 ③Yは重大な契約違反であり、契約価格と転売価格の差額および諸費用を賠償すべき。
1164	20031210	1, 6, 9, 34, 74	X: 米国 (買主) Y: 中国 (売主)	農具	アンチダンピング手続懈怠	①農具はアメリカでアンチダンピング対象品になっており、アンチダンピング税の対象にならない商品を作っている数少ない中国企業の一つがYであった。 ②Yは免税になるための手続に詳しいといい、Xはそれを信じた。 ③契約継続3年後、Xは税関から98.77%のアンチダンピング税の追徴を受けた。 ④Yが書類申請手続を怠っていたためだった。	①契約の準拠法は締約国同士なのでCISG。 ②Yは契約違反で損害賠償義務あり。
1165	20030418	18(1), 19, 29, 53, 74, 78	X: 中国 (売主) (おそらく) Y: 不明 (買主)	脱硫物質	準拠法	①Yが一部支払を遅延。 ②Yが残額を支払えばXが追加で商品を提供するという新契約を締結。 ③しかし、XもYも履行せず。 ④Xは契約地、履行地、仲裁地が中国だから中国法を適用すべきと主張。 ⑤YはCISGの適用を主張。	①準拠法に関しては、中国の国際私法に即り、CISGに抵触しない限り中国法を適用し、抵触する場合はCISGを適用する。どちらにも関連条文がない場合は国際取引慣行が適用されるとした。 ②新契約は元の契約の変更と解釈。 ③Yには残額支払義務あり。新契約を締結した翌月からの利息も。

番号*	年月日	関連 CISG条文	当事者*2	商品	論点	事実	仲裁判断
1166	20021218	8, 30, 38 (1), 29 (1), 45 (1) (b), 50, 74, 88	X: 中国 (売主) Y: ドイツ (買主)	ソーセージ 105 樽	当局命令に よる廃棄	①引渡遅延と商品の品質に問題ありと Y が主張。 ② X はドイツに飛んで現地の当局と共 同検査。当局が 88 樽分を廃棄するよ う命令。 ③ X は数日後 105 樽全部を中国の貿易 当局で再検査するため中国に送り返る よう Y に要望したが、当局の命令で 88 樽については不可能と回答。88 樽 は結局廃棄された。	①契約の準拠法は締約国同士なので CISG。 ②引渡遅延の事実はない。 ③ 88 樽の廃棄はやむを得なかったので X の請求は、17 樽分以外は認められ ない。 ④ Y の損害賠償については、立証不十 分なので、廃棄費用のみ認定。
1167	20021108	1, 8(3), 47, 49, 64(1) (a), 74, 75	X: ドイツ (買主) Y: 中国 (売主)	アスパラガ ス缶詰	売主の契約 違反	① Y は市況の値上がりを理由に履行せ ず。 ② X は仕方なくカバー取引を行った。	①準拠法に関しては、中国法を適用し、 CISG と抵触する場合は CISG を適用 する。 ② Y は契約違反で損害賠償責任あり。
1168	20000131	1, 25, 38, 46(3), 73, 74, 77, 78	X: 中国 (売主) Y: ドイツ (買主)	衣料	双方に問題	①過去 2 回分に瑕疵があったため、Y は 3 回目の履行の受領を拒絶した。 ②しかし、Y は過去 2 回分の商品は転売 した。	①契約の準拠法は締約国同士なので CISG。 ②過去 2 回分に問題があるなら、司法手 続によるべきで 3 回目の受領を拒絶す る理由にはならないので Y に契約違 反あり。 ③一方、商品の瑕疵については修補請求 権があるが、Y は X に適切に通知して いないので損害軽減義務違反。補修費 用は 30% 減額される。 ④ X は、Y に、送料、保管量、契約価額 の 20% を逸失利益として支払うべき。



番号*	年月日	関連CISG条文	当事者*2	商品	論点	事実	仲裁判断
1169	19981126	1, 35, 53, 74, 78	X: 中国 (売主) Y: ドイツ (買主)	革手袋	損害賠償金の減額	<p>① 契約書上、梱包場所、数量、重量について規定されており、CIFハンブルグ。</p> <p>② 契約変更、革の厚さ、重量、代金支払について争いになった。</p> <p>③ Xは、重量の調整がなされたので契約は見本売買になったと主張。</p> <p>④ Yは重量や品質に不満を主張し、結局低価格で転売した。</p>	<p>① 契約の準拠法は締約国同士なのでCISG。</p> <p>② Yは53条違反だが、商品に瑕疵もあるので、代金の70%支払義務あり。</p>
1170	19971231	1, 6, 11, 12, 29, 45, 49, 74, 79 (2), 96	X: フランス (買主) Y: 中国 (売主)	殺虫剤	書面要件	<p>① YはL/Cの変更を何度も要求。</p> <p>② 一部履行後、Yは値上げを要求し、XはL/Cの変更に同意したが、Yは履行しなかった。</p>	<p>① 契約の準拠法は締約国同士なのでCISG。</p> <p>② 中国は11条、29条を留保している（実際は11条しか留保していないので誤り）ので、契約の変更は書面でなければならなかったがその要件を満たしていないので、元の契約が有効。</p> <p>③ Yに重大な契約違反あり。Xの顧客に対する損害もん賠償すべき。</p>